

誓 約 書

私は、県管理港湾施設等の使用にあたって、下記の事項を遵守することを誓約します。

なお、下記事項の違反により、施設等使用の許可を取り消され、当該港湾施設等から退去を命ぜられたときは、直ちにその命令に従います。

記

- 1 和歌山県港湾施設管理条例、和歌山下津港湾事務所小型船舶係留施設使用上の注意事項及びその他船舶を運航するため必要となる関係法令等を守り、管理者の指導及び指示に従います。
- 2 施設の使用にあたっては、他の船舶や港湾施設等に損害を与えることのないよう十分注意いたします。
- 3 船舶の係留または停泊等の際の船舶の管理は、自己の責任において安全かつ適正に管理します。台風等による避難や防犯対策及び係留杭への付着物の除去等、その他一切についても自己の責任、かつ自己の負担により行い、いかなる場合も貴殿に対し、何等の異議及び苦情の申出を行いません。
- 4 第三者に損害を与えた場合は、自己の負担において賠償いたします。又は、港湾内の施設を損傷し、又は汚損したときは、直ちに港湾管理者に届け出るとともに、指示に従い自己の責任・負担において原状回復を行います。
- 5 使用期間が満了した場合、または使用許可期間中に使用を取りやめた場合等は、船舶及び係留ロープ等について、自己の責任において速やかに撤去いたします。
- 6 航行区域及び航行時間等に留意し、漁業活動の妨げや周辺住民に迷惑となる行為を行いません。
- 7 係留施設を使用する権利は、他人に譲渡し、若しくは担保に供しまたは転貸しません。
- 8 発生したゴミ等は自ら必ず持ち帰ることとし、港湾環境の美化を図ります。
- 9 港湾施設の工事を行う等の事情で港湾管理者から船舶等移動の要請があった場合は、速やかに移動し、移動に関する全ての費用は自己の負担とします。
- 10 施設内での営業行為を行いません。
- 11 台風等の緊急時や管理者が必要と認めた場合の私が所有する船舶への立ち入り及び応急措置等に対し、何等の異議及び苦情の申出を行いません。
- 12 施設使用許可申請書等の内容が事実と相違するときは申請の無効及び取り消しをされても異議ありません。

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

署名